

生ごみ処理機及び処理容器補助金について

ご利用のてびき

家庭から出る「燃やしていいごみ」のうち約30%を食べ残しや野菜くずなどの生ごみが占めています。

生ごみは水分を多く含んでいますので、その重量により運搬車両の燃費がかさんだり、焼却する際にはより大きなエネルギーが必要となります。

また、カラスや野良イヌ、ネコ等にごみを荒らされる原因の多くが生ごみによるものです。

このように、生ごみは本部町としても町民のみなさまにとっても気をつかうものになっています。

そこで、町民のみなさまへのご提案として、本部町では「生ごみ処理機及び処理容器補助金」制度を設けております。

主な内容は、生ごみの減量化もしくは、堆肥化することを目的に製造された機器の購入をされた際に費用の一部を助成する補助金です。

生ごみの処理機又は処理容器の購入を予定されている方は、この補助制度もご活用下さい。

ごみの減量化は、単に町の財政の軽減化という面だけではありません。生ごみを減量化、堆肥化することができれば、有料ごみ袋の使用枚数を減らすことができます。できた堆肥を利用して家庭菜園等で有機野菜を栽培することもできます。地球温暖化対策として、家庭でできる身近な方法の一つです。

補助の対象・・・

1 補助の条件

- (1) 本部町に住んでいる人（住民登録している人）
- (2) 処理機または、処理容器を適切に維持管理し、有効に利用できる人
- (3) できた堆肥の利用に努めることができる人（自己処理できる人）
- (4) 本部町における税金の滞納のない人（町税、国保税等）

※申請後、町税、国保税の滞納状況を審査します。ご了承ください。

対象処理機・処理容器・・・

☆生ごみ処理機 ※一世帯に1基まで

電力等を利用して機械的に生ごみを分解または乾燥し、堆肥化または減量化させることを目的に製造されたもの。(ディスポージャーは対象外です。)

☆生ごみ処理容器 ※一世帯に2基まで

微生物等の働きにより生ごみを発酵および分解し、堆肥化させることを目的に製造されたもの。(堆肥化促進剤等を含む。)

※ダンボールコンポストは「処理容器」となります。ただし、容器(ダンボール)と促進剤で1基の処理容器とします。付属品等(カバー、温度計等)は補助の対象となりません。

補助金額について・・・

☆生ごみ処理機及び処理容器

購入額の 2分の1 上限額 5,000円

・ただし、処理機と処理容器の補助金を重複して受けることはできません。

販売店について・・・

販売店の指定はありませんが、本部町内の販売店で優先して購入して下さいますようお願いいたします。

申請受付期間・・・

毎月1日～20日まで ※郵送可(保険予防課へ直接申込される方は、土日祝祭日は除く。)

・毎月21日～月末までは審査期間となります。(21日～月末の期間中も申込可能ですが翌月付の受付になります。)

※申請書等に記入漏れ、記載ミス等があった場合は受付できません。訂正又は補正後の受付となりますのでご了承下さい。

申請方法と交付までの流れ・・・

①販売店で生ごみ処理機または処理容器を購入する。

※注意※ 購入時に販売店より領収証（レシート不可）を発行してもらうこと。

- ・購入予定の生ごみ処理機または処理容器が補助の対象になるか不明な物は事前に保険予防課へお問い合わせ下さい。パンフレット等をお持ちになっての相談も受付しますので、お気軽にお越し下さい。

②購入後3ヶ月以内に本部町保険予防課へ申請手続きをして下さい。

※申請のときに必要な書類

ア. 「生ごみ処理機及び処理容器補助金交付申請書」

添付書類として・・・身分証明書等の写し（運転免許証、住民票等）

イ. 「生ごみ処理機及び処理容器購入・設置証明書」

添付書類として・・・☆販売店発行の領収証（レシートのみは不可）

☆レシート（商品名、値段等が記載されている）

☆パンフレット等があれば提出お願いします。

ウ. 「同意書」

町税等の滞納状況を調査するために必要となります。

※この同意書がなければ、審査することができませんので必ず提出して下さい。

- ・ア、イ、ウの書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、申請受付期間内に保険予防課へ郵送または、窓口で提出して下さい。

☆交付申請書などの様式は保険予防課にて配布しております。また本部町ホームページからPDFファイルでのダウンロードも可能です。

③書類審査及び内容審査後、交付が決定した場合は通知します。

- ・「生ごみ処理機及び処理容器交付決定通知書」と「請求書」を申請者住所へ郵送いたします。希望により保険予防課へ取りに来ることも可能ですので、申請時にお伝え下さい。
- ・審査により交付とならなかった場合はその旨連絡いたします。

④請求書に必要事項を記入し、保険予防課へ提出して下さい。

- ・提出は保険予防課へ郵送または、窓口で提出して下さい。
- ・交付決定日（通知書記載の日付）から起算して2ヶ月以内にて提出して下さい。期限を過ぎた請求書は無効となります。

その他として・・・

(注意事項)

補助金の交付を受けた方は、原則として交付決定の日から数えて3年間は再度補助金の交付申請をすることができません。

その他に、偽りの申請、不正手段などにより補助金の交付を受けたものと認めるときには補助金の返還を求めることがあります。

(連絡・相談先)

本部町保険予防課 予防班

住所 本部町字東5番地

電話 0980-47-5602 (時間: 平日 8:30 ~ 17:15)